弊坊
三座例選誌

チ 13
1194

門 手多 13
1.194

由緒書人数

一覽 三座興行

江戸芝居濫觴の事

一元祖猿若勘三郎は猿若座小唄の名人能く呼ぶ
既に元和中甲斐頼上家　御免寛永元甲子年二月
十八日より桜田中橋初て芝居興行同九壬申年猿若町
移り今人形町と云同所より阿部丸入津の時分
麹町に頂戴一軒先に立書樽號頭を相つとめ
寛永十一甲戌年村山又三郎より町に芝居取立る
市村座の元祖より當座ふくい番附奥書に江戸大
芝居始歌舞伎績物言り幕道具立切落元祖傳
仙以子夫治しゆ足二代目羽蔵なるべし慶安四辛卯

元祖猿若圖

年正月猿若藝道相傳ありて世に今猿若裃の始
芝居はいまの堺町よりはじまりて慶長二巳年美女
の類と刺繍の市川かぶりて勅諚ありてお年は暦三丁酉
年芝居因縁よりて同六月元祖猿若ともに伴右連上京
おくさまもう新敷意大敷の藝をつとめ此時せがれ
明石とのふ名代踊りそれより猿若東花と同じ三つ柏と紫
糸にて縫さると御簾の総角ホトヽ結ぶ九月江戸に
帰堺町にて興行ありて合三十四年の写お勅明暦四
戊年六月九日御乃頂と号猿幕定紋の起りいえ祖
猿若もう爰ホ狼藉の系図折紙ホのせ寄足てくだ

不二山ヶ祇神と云て足を吸て智慧と定むる事の
抱沢浮の役を付さう抑市るこう名目の変い神代ホ
猿女の君遠祖天鈿命二ツ石窟の俳優沢紀
原と云て又神楽の神社字を分て申来れ名起を
中ハ猿と西て宗吸て猿足の名是よりしばくと云
又俗て優人を呼で猿ともと字治拾遺ニ云
う一説ニ性得是純形る男ありて其名を猿と唱り
そもそもこの事ハ年おり一変ちと工夫して
で若しき生の以をしく人沢受を物りて拵
吸て古雅なる義ありいて此藝ニ名ちる紀

右猿者乃ち中村庄次猿右義低同三郎又ハ元祖坂東又八郎
と云る道外方足元祖猿さうとそれ業沢ちすと古き傳ニ
足ちう又きの変い猿ちや社三郎ちどワキ師と
呼ん西中村庄元祖 猿次郎右衛門元祖

一二代目勘三郎元祖猿ち悴明石と名も猿て右の流
と称ち此ちり中村と名字の百治元戌年十二月朱て
庄元相続て右勘延宝寅年まで十六年れ男ちと
宗月と号猿次郎ハ寛文中市村竹て亜座て京師ち
舞小唄三味せん義者沢呼んで一番ツの敬き野ちと
ちまそそそれ沢市村庄を拵ち芝居とひしと紀 保

勢アリ始テ云事ナリ道行ヲノ事ハ云ヲ義ト
ヨリ以傳世ゴロヲ勘三郎行ク延勘三郎行ク
あれども市村座ハ一日演劇言ハク外ハ一切ノきやうげん
ヨリ云賓文中市村座ハ京師ヨリ右近源蔵
ヨリ役者ヲ役西人山ハ行ヲきぬの浴衣ヲの物ヲ忘
て女ハ女似ヨクヨウヲ云是女敬のゑび先ヲ如ヒ
の制ハ先ヨリ云ヲ後の事ヲ事ハ世源蔵海乃下ヲと
以事ハ勘ヨリ云伝

近来市村座百年年の寿の時世伝ヲ事ハ
座元四郎兵衛ハ代ハ梅幸ハ代ハ坂東三郎三人ハ
ほとんど和ヲ古風ヲ義ヲ

三代目勘三郎 二代ノ末月子始ハ石ハ名元方延寛六
年年ヨリ天保ヨリ世ゴロヨリ元祖中村七三郎いづる
中村座親類ヨリ和実ノ名人江戸名物男ト称曽我乃
十郎丹前ハ市川團十郎出ル事ハ元祖ナリ同延宝中ヨリ市川
團十郎出ル事ハ元祖世ヲ知ル文暗ク南部堂十郎まぐ
七代ヨリ父ノ恩ヲ高新ノ高元せり物言ノ
市川ヨリ始ヨリ

三代目勘三郎
寛政ノ頃

二代目勘三郎 三代ノ天保ヨリ延宝六ヨリ貞享ヨリ七年乃
四座元ハ中村傳九郎ト成新堂ヲ
勘 役西ヲ附奴丹花朝髭ノ元祖今ハ其風ハ伝ヲ

正徳三巳年行年卒十二歳
法名覚乗

一五代目勘三郎八三代め天慶勘九郎の子初名長太郎貞享
元甲子年より十八年ゝ目産元祖つゝ発元禄十巳年巳年七月
門徒長祝と号貞享元甲子年二月十日より芝居六十
一年の文手おわらり書狂言舞伝是天和巳年ゝ狂言く
門松巳天王元祖宝十郎ゝ神太おわらり外狂言ゝ
元禄十七年 踏歌 元禄十巳ゝ元祖柏延初名九郎と
初舞おわらり元禄弐年の内出勘三郎ゝ萬國ゝ其名
高ゝ変暦八寅年俗古今れ稀ゝの世ゝ初ゝ
一六代目勘三郎勘九郎子又三郎年代めゝ親子と
成ゝ相續元禄十四ゝ座元お後勘ゝ享保の頃ゝ女形ゝ
をゝの写舞宝出勘巳十九年ゝ目ゝ夫役ゝ寛延二年
隠居ゝ勘九郎ゝ改宝暦七年十月廿六日俗名宗ゝ号享
保八癸卯年芝居百ゝ目ゝ二月十五日ゝ寿狂言太平
記引ゝ狂言興行二代目七三郎ゝ座南北勘三代目
宝十郎 柏延元祖廣治巳出狂言迄ゝ寛保四甲子年 延享元之
文手ゝ書おわらり勘巳出ゝ古柏延大廣治ゝ正徳四の頃
三階桟敷お止享保九ゝ下桟敷をゝ設置紋二本
若松ゝ葵

一七代め勘三郎實六代め九子初名七ゝ助明石と号ゝ後名萩童

寛延三午年より寛元役廿五年の間勅安永四年三月廿七日終
安永二癸巳年二月十日芝居百人拾年寿ゑ記猪谷形義志
太鼓門松牡丹南勘三郎二代目傳九郎舞雀二代目七三郎
歩長勅口上二代目海老蔵八代目雀童丞初名猪十郎享保十八癸丑年出
一八代目勘三郎七代目雀童丞初名猪十郎享保十八癸丑年出
延享二丑年より二代目傳九郎と改名舞鶴安永四年より
寛元と称三年の間はと也安永六丁酉年十月廿日人拾八歳で
終清河冠子と号習役
一九代目勘三郎実は二代目中村七三郎孫初名七三郎の和六より
子役ゑく出明和七寅年二代目七三郎と改安永七より勘三郎と
改寛元勅九年の間天明六丙午年七月終廿歳
一十代目勘三郎雀童養子ゑく相続初名雀吉天明六年
六月より寛元相はとも同七未年病気ゑて身退く
一十一代目勘三郎二代目市川八百蔵中興子初名傳蔵安永二年翁雀童丞子
と称三代目傳九郎と改若太夫天明七未年より勘三郎と改
寛元是九代目雀吉 寛政五丑年迄寛元勅休座都傳内勅 八年目寛政九
丁丑年九月十日再興形叶再寛元習役
右中村座代々の田記に寛政九年巳午の顔見せ評判記載
ゑる事文代に習役を加へ〻也三芝居ゑ和ゑ〻ゆ
遠ひわれゑの大概相ゑ〻ゑく〻の外

歌舞妓行事加例之事

一世書定　　三座共に同

毎年九月十二日の板其年は顔見せ狂言立役の座頭女形の立者立作者の作者樂屋頭元表帳元を太夫元に招き當月狂言を推し抱組座元相法をもって定め

但役者は余人を除き一座共に是を決す　初とかねて役者あり

諸役方座頭役女形立者は春狂言半ばより翌年の板有るべき附金帳つけ立者中ともに世話太夫元に出席するする座頭女形立作者は為替年の手附金紙渡　一座共役者は代取右の者ともに出席今年方北堀江を立る事ゆへ代表も基客をもって別に迎ふ今年方北堀江を立る事ゆへ代表も

金を分立合ふ事ゆへ別に出席有るべきはずなれども狂言の噺を熟役者よりするゆえ別に

芝居樂屋口に灯燈を出す

中村座

森田座

市村座

桐座　河原崎座

都座　略す

一板板ならべる役者くゝ附金ならべる有略す

但一世代より来年外の座くゝ行くゝ板ならべる立者女形など其座の名ゆゑ作作者ならべ新ならべ上京の役者も来ならべ

一惣役者其外囃子方大夫など入替り相定るべく役者附

の下役に掛け出し上り板行急ぎ申なり

一十月十五日十六日ごろより役者附を出し先ず最初は役者中に達えより是を配り板案屋くより家人に配りく

交より町中に賣出しとも　但代官行方にも　ち時は出るとも板元弟の外いそいそ配り出しく者も

[illegible]　但世役者附町市奉行所　来　渡くり役人方

町年寄組合名を肝煎方に者達えより是上りを伝く

千枚程く板えるく役摺くく変元に運上は出より

又是を配り出者江戸橋を通り附者元中は金理は

[illegible]　[illegible]

一入習り役者役者板芝居表に掛る　此者板は大中小あり役はこれ

[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]

一寄初　十月十七日是を[illegible]初より芸[illegible]

世間盲の内より悪役者に金を渡を事あり　[illegible]

立役女形の座ちより始く立者分のこと也役者は代出り

初は出席をるこ[illegible]出世[illegible]皆代席に出る代

頭くふ事　但初は役者絵[illegible]

其板役者の逆[illegible]く仕切場の者[illegible]

[illegible]　[illegible]

迎ニ行役者の宅ニて吸物酒肴出ス　但仕舞の肴ハ[illegible]
後ニて出ス者の多ク出ル場合ハ[illegible]
[illegible]ハ少シ宜ク次ニ[illegible]の肴出ス

其間ニ役者ハ文殿を
[illegible]の役付ニて縄でもちんば結ニて出ル

立ヤクニ座敷の宅女形の女形の座敷の宅ニ[illegible]より集ル
[illegible]役者ハ[illegible]多クハ女形[illegible]の宅ニよりて集ル
[illegible]役者ハ[illegible]
[illegible]

大概相済ム

[illegible]

扨芝居ニて双方ニて[illegible]
芝居の樽の下ニて出合ニ[illegible]
[illegible]ニて一同樽を祝ス
市ニて入る市ニ[illegible]
[illegible]

三階ニ上る向ニ[illegible]の三方ニ三組の壺のこん物
ホの式者列ニ白墨ニ[illegible]
若衆[illegible]側ニ座但大夫元若衆[illegible]
[illegible]座ニて[illegible]
[illegible]座ニて女形の方中ニ[illegible]
[illegible]ニ頭取基ニ[illegible]
[illegible]大夫元ニ[illegible]
出敵の頭取上ニて[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

雑煮(ぞうに)と祝(いわい)ふ正月元旦(がんたん)迄(まで)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の通の苗場の者仕[illegible]草鞋[illegible]苗場の表[illegible]
[illegible]二人[illegible]付[illegible]又[illegible]臺[illegible]見[illegible]る者一[illegible]役付の外他と極上下
楽屋番道具[illegible]方[illegible]役付の仕[illegible]出す[illegible]
[illegible]者の[illegible]傳町の[illegible]者[illegible]
役付の[illegible]
[illegible]者物[illegible]或大[illegible]の付[illegible]
[illegible]

一[illegible]役者中[illegible]外[illegible]組[illegible]
[illegible]者[illegible]の書信[illegible]遣[illegible]
一[illegible]初日初日大[illegible]一番目[illegible]二番目一二日[illegible]
[illegible]初日[illegible]町内[illegible]今の[illegible]方[illegible]

一初日物[illegible]一幕[illegible]仕切場大勢連立[illegible]楽屋[illegible]行キ
[illegible]二番目の[illegible]日[illegible]幕毎[illegible]
[illegible]伴[illegible]
一初日上下[illegible]役者[illegible]大楽屋[illegible]
[illegible]今[illegible]の苗字[illegible]書[illegible]札[illegible]足[illegible]芝居[illegible]
[illegible]
一初日二日の内[illegible]町内[illegible]役者の内[illegible]
見物[illegible]仕切場[illegible]楽屋[illegible]客[illegible]
[illegible]札[illegible]
一[illegible]月十二日の[illegible]芝居[illegible]
の世[illegible]定[illegible]伴[illegible]者[illegible]の通り

一當り振舞樂屋にて有之役者野郎方雖ふ町御留理大夫
皆夫〻に出合〻大振舞有之野郎ほか是は行事の事のごとく
役者の取せ活き
万事〻に行よ客さ大夫元若衆大夫兼帯元仕切場の奥役の者
なども仕切場よりの酒樽蒸籠肴鰹なども樂屋へ
進物よりなり
一夜に入樂屋の日〻〻〻〻〻〻〻第〻の事を仕切場の者
者ども又〻〻町の者なども役者の衣裳ども取備臭氏格
其夜見世物の内を二幕又は三幕ずつ素人野郎なども
なり打〻〻面白き事なり右等の趣役者袴羽織〻
楽屋の大夫元若衆大夫中間元陸元第〻〻楽屋の定日
の口上有て

市出て堺目〻に役者中大夫元陸元第〻〻楽屋の定日
統後の興り給〻まよ勤びおゆの口上之
無見世の事の事中氏氏部細〻〻事ものあんどワづ
らりうんび略〻
一正月朔日仕初貴〻の式三番あり大夫元若衆大夫勤〻右源〻
舞基〻毛氏氏部〻を数毛せんの上〻大夫元若衆〻
〻りの上〻無役者並居〻楽屋〻進〻〻年氏統儀
の口上を云所有春野氏の大名題小名題役人附を三宝〻
載せ持出〻楽屋の第〻並〻楽屋〻出大名題小名題を
渡次〻役割〻〻〻付曽我の御〻〻楽屋〻〻〻〻〻役者十郎

後よりあく其役者一こゝ所をさげる右よりあくる供のそゞり
三番目其外若衆役者仕る頭化なる藍紙ちりめんする事
多くあり但し辨慶よりは大きなる漆傾かぶり並三番叟まへよ
り是なく表嵐市左衛門と云名題と夜叉の出る行燈
を出す擔ぎ出す第十四日より云札を出す
一續く春狂言大名題看板を出す
一此日役者より年礼まゐる
一春狂言より辻看板一枚
一辻看板より出る看板一枚 但し初日より三日までの案内
一本より 但し一日の狂言切の出る役者の書きたる
座ぶとんを敷き居る 但し座ぶとんの書きたる
来客なしゆう町のかゝり一人くらの所一人
かゝり方一人 立役者方一人
物言作者正面を持出る 役者面々の書きたる
幕 別紙に慣かり成狂言の間に社張り三三枚ものの
役者ハ家名あれども役者ハ役ぶそくなる事ハ
るなり但し文よりも急の役者ハ役ぶそくなる事ハ
かなりなり狂言よりまひく一幕くるまとりつけ等
やく社者書ハ役を出るとの役者と書
正面のあるなり八出入くなり 但し出入くなり

をぐ小稽古なる事も有おもしろく拍子をとり
なる時の調子はよりけるとなるふと稽古にも等役の者
正面をひく長く長くとぎれい浄とゝ又仕手出ん人のよ書と
よもゝ浄のおもてわれとかゝるもの 其幕より出る役者おもゝきとゝ浄とゝの
やりぬきを必ひ合をるゝ
一道具付衣裳付小ゝ付雅子付ゝ物ゝ方より書
物ゝ渡ゝ候ゝ但ゝ一ゝ人ゝの物ゝ者ゝ上ゝ下ゝ者ゝ
ゝ大道ゝ小ゝ道ゝ具ゝ者ゝ物ゝ付ゝ者ゝ又ゝ衣ゝ裳ゝ者ゝ
一浄留理の文句独吟の節ハ安ハ拍子作ゝ
ゝ作の文句ハ雅ゝ町の立ゝ様ゝ浄ゝ瑠ゝ璃ゝ作ゝ者ゝ

独吟の節ハ安ハ拍子作者
又物ゝ者ゝ出ゝ作者ゝ文ゝ句ゝ

一浄留理ハ作ゝ者ゝより文句ハ清元太夫の方ゝ節ハ出来
上ゝ申ゝ芝居三階ハ浄留理連ゝ中ゝ浄ゝ瑠ゝ璃ゝ
役人ゝ上ゝ付ゝ拍ゝ子ゝ作ゝ者ゝ足ゝ拍ゝ子ゝ
物ゝ出ゝ来ゝ上ゝ者ゝ役ゝ者ゝ也ゝ
一石作者ハ右ゝ者ゝ拍ゝ子ゝ付ゝ者ゝ物ゝ役ゝ者ゝ
一ゝ作ゝ者ゝ中役者の内ゝ師ゝ匠ゝ者ゝ立ゝ
四ゝ人ゝ者ゝ中ゝ者ゝ人ゝ六ゝ人ゝ者ゝ仕ゝ者ゝ
物ゝ者ゝ立ゝ者ゝ者ゝ人ゝ但ゝ人ゝ者ゝ六ゝ人ゝ

[illegible]

一追善の石塔又大石塔出雲ヶ原の義と
舞上下共出ずゝの人数（其）ニテの役者より拵へ出ス

一立燈籠古　一附ケ　一迎ヒ（中ごしらへ）

是まで〻いはゞ[illegible]やり[illegible]汁ことに会なり立燈籠古ニハ
[illegible]の住ちのもるゆへ[illegible]
入[illegible]る又ハ[illegible]ハ一入ニ[illegible]
小道具ハ[illegible]出ス人の[illegible]
[illegible]ふ[illegible]小道具[illegible]
[illegible]

[illegible]
入[illegible]又[illegible]初の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

上段方の雛壇の九人形の者

世話方は右側より大名の中役者の姿にて烏帽子を
[illegible]

一三階より後ろの立役付の
の役者立物の相中中役者
名札張り有立物のかいづ師中働き
きつ師中間のかいこ
まつ師中間の
立役者の間に立役付
ゆかり中二階いろの如
あり立役者出るも一番の中
付ゆかりて
新しく其芝居
其役付
すぐに其者の文配
如最其芝居
一限り見物
役者二人の
のぐり又文支文
はかりて付の

[illegible]

芝居の者に立役付の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

中ごろ〳〵世中ゞ[illegible]用[illegible]の[illegible]張札あり

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一小道具[illegible]

一稲荷の町

一雜子町

樂屋のあ側のあり稲荷社宮あるゝよ[illegible]役者[illegible]以下の若イ衆とゝ雜子町いろ〳〵あ[illegible]の人数[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月初午より楽屋中ようく稲荷参り有り其後
張り出し楽屋にて出楽仕り当楽中の
はけ口に見張を付る紙はり
一湯屋　楽屋の入口より入る入口ばかりの外立用
と云定番張り有　紙れる板に書入る事有
一洞窟　湯屋のまえあり
一茶山　下れる町のまんなかの茶屋
出ばりの有時の者は信いとる
一楽屋口　入口より口番しくちびく番の者わりをする紙はり貼
役者の出入口を今の通りとする
一楽屋番　天蓋に三人あり出入口一切手を
とる事不仕候ゆえ楽屋の裏と表一切手を
役者より

一大道具幕　幕引張り幕出し幕仕切
大道具の仕切場の支配をする
一完番　楽屋様の下れる人
たちまちしらべとる
一囃場　大太鼓
一窓番　表側さしきれる板の上れ窓の
表口の番をする
知る世分れる者は日に
より日に沢清元迄人数に割渡をする
一楽屋中
一焚捨　（是は日に楽屋中に落る紙ばんとうしんぶん
その外日に出る物の代り楽屋のくら仕切より
（是は楽屋の表より文
一立茶　（是は楽屋の表より仕切より
日に焚捨その代りに紙代を日に四文
紙代減ありは立茶を日に四文
一立番役者ふるまう間遠をさうあれば楽屋中
蕎麦代ふるまう

[illegible]

一助六の狂言に付舞臺くばりの事

胖天い彩色を猫山ようの如くなり

一皿食　大夫えりより禁止　[illegible]

芝居紙看尾[illegible]

一番外る　俗[illegible]

役者の[illegible]

一海面鹿　大夫　ワキ　三味せん　富士連　常盤津連　[illegible]

上間ゆ

[illegible]

役の[illegible]

一河東節　連中　一義太夫節　連中　一中節　連中

一義太夫節　[illegible]

一大薩摩　太仕ぶり　外記ぶり

足を雛る町唄くるひの内くく勤む

一京物　駕　役あてそうん[illegible]

一犬　猿　猫　うまき　馬

犬猿きらねくあきいかり　町のくうり　馬ハ大ゑ　番と楽屋番の

ゆやりるのまくくねゆい表の役あてよ

一せり出　ぽてんぶんまくく　引道具

[illegible]

一うんそう　[illegible]

一柏子本　きくり　きくせ

幕毎に楽屋をそうしてもとゝいふ初て云うしかい舞台
の道具かさう出来るを二つ〳〵あるを二度目の
ものもそも幕明に出る役者ゑ舞台
揚幕へ入る三度目のもせい舞台の出口
へ〳〵出る所の舞台へ出る口上出る
物まねうしかゝる物まねより幕明きの物まね本
なりまうしかけをいふものあけおつて
なるようをふふ又引〳〵の幕の内おてけるゑは
なるほ本ふふ趣る物まねゑ上略〳〵本ばかり
いふ世話ゐ作り習ひ有うゑ幕明の物まねより
うち拍子れかゝる有幕際の足より同一長外ゑう
一番目大詰の物まね出一拍子あるゝ
大詰ある事〳〵物云作者等役の者ゑ役ゑ

一幕ビ　幕毎に出る役者の名をまくの内へ
はりびゝ入る役者ゑ出世もゝ出ル仕ル入ゲ拍子ぎり
なるべゝふられゝる所〳〵はまくの内へ
ゝれゝと付ぎりゝそうゝゝゝ人ゝ

一寄セ　見物入さうゝゝ寄せまくの内ゝ
ゝうるゝみまを敲つゝ〳〵ゝとよぶ又ゝ敲のゝるぎり
ゝゝうゝゝゝ

とあるなり

一新道の茶屋なり屋敷方托見揚げなど楽屋に通行
さるる時は右に云へる頭なり楽屋中へ
通る 但一幕毎なり礼を面さるれど
礼なし通る

一舞臺番 笛場の者一幕より二人ほどづつ出番と交
番なり いの方なる者は出番の者
うしろの方れさがりまく出番なるべんの者
出番なるべし

一立者の役者西の下桟敷うしろあげまく通行なれば
笛場まくより先へ行る

一揚幕 花道の向なるあげまくの下に出る者二人あり
是は大なる番のまく配なり

一東のあげまく つるべうしろ入口の外に東のあげまくの出る
出番なるべし

一上桟敷舞臺の方より八間を四格子とゆふ 但二つは幕の内なり幕や
うく買番 歩番歩番なり 九より六間の内なるを大夫とのふ其次をひらく
此六つあり 東の方は番屋 むかいの方は番屋

一下桟敷番屋の方より八つ代内番屋と云 上さしきは番屋の内なり
九より六つ代内番屋外手と云其次を新格子と云 但番屋なり
番屋なり 但一番二番三番なり

一桟敷上下とも定番三十六家之
但桟敷番とゆふ有るく是代割なり代桟敷
番は大夫元代なり 表向の役を勤る之云五
改る外公方なり中之家みなさるる役なり

一右五間茶屋五間 表長サ六尺之所ニ有之
但市村殿ニ近ク近ク右五間ハ長サ六尺付ケ毛氈ヲ
ケ付ク三枝ヲ要

一表ハ右ノ五間ヨリ花ノ際ニ八間有茶屋際
ヨリ中ノ門ノ方ニ十三有十三尺切ル門ヲ
一切落 今ハ五間ノ七例ハ八例目ノ柱ニ十ヨリ上ニ近
ノ内ニ一本ノ所ヨリ中ノ門ノ方ノ際
五間畳ヲ有ク割ル
一上横幾西ノ上ニ幕際ヨリ高場三有リ四尺ノ張
出シ四軒有リ 今ハ二間有ク

一西ノ方花ノ上ニ右五ノ割殘ヲ置ク
ヲ先ニ未ノ打ク三有
一花道西ノ方ハ五間ヨリ二側有
一茶屋ニ組西ノ方切落シ
一打ク三ハ先ノ三枝ノ内
一茶屋ノ表ハ方切落シ
一茶ニ際五間ノ表ニ一本ヲ
一中ノ間花ヨリ表ハ
五間有リ
一中ノ門ヨリ場ノ際ニ場有リ 今ハ表ノ長サ

一松ノ一 松ノ二
表ニ三枝ヲ
表ニ三枝ヲ
表ニ三枝ヲ

一二階向桟敷引きまくらふ日本紙中船形のもの名
有 十軒ばかり有
一舞漢臺舞臺のこと
一目ざる見物とらふ舞臺の外の方に設く
岳ばかりふ
一亂市戸表西の入口式以上 此所にうるおりやすりうりきらく
一仕切場亂市戸の側札賣場なり
帳元（芝居万事引清なを大役なり性元の性なれば
奥性傷 又切役なるもの金元方 公事方 役者給金方 大道具方
小道具方 衣装方 役かりうり此所にて行く
十人ばかりなり

仕切場の手 此所にうるおりやすりうり此所にて行く
いろく有なり
一留場 芝居の見物の出ばなり立者の下着の付人
る出る者あり 楽屋なり
一声書 出番きりの内より出る役者の出を入形作の文字の男行どもよ
うるばかりなり
一出番賣 火縄売り 見物の入ざる紙なり事又きやるとよ
一東北口 桟敷ばかりの
書あり
一市戸 此所にいま絵さらふ物を
多入る 此所にて役者の列を見る者
又よみ立とく役割をよころふ紙をふるものの列を見る者
一仕切 芝居の右にて金箱の羽織のわりぶりのとおりの者に目録付
ふる者の前にて二文くらいより上ばかりの品
又えんとうの表の役あてとらばかりの物ひかどこの内方
出る

知る芝居ものの（楽屋より口 或亦乱れあり万一失ひる

附之料五貫文堅之札を乳ゟ押下駄屋　御番所
火方御紙方御掛ゟ下役御いぶり　壱名芝居者長捕
附此札を沈板ゟ出するもの

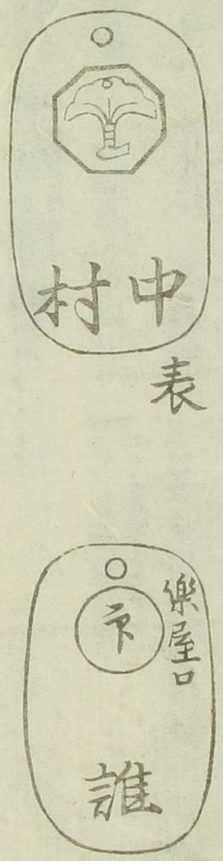

三人芝居准之

芝居法度書之事

定

一先年渡
和公儀様御御渡の通
物言役者楽屋衣裳ゟ不及申ゟ衣服共第ゟ
御定ゟ通相細無ゟ外法度ゟ永一切ゟ角住居
事

但寛政元酉年中町人男女衣類ゟ限不相応ゟ品
着用ゟ仕髪ゟ帯ゟ外花簪ゟ紙ゟ花ゟ
我有ゟ付ゟ忘ゟ御急度ゟ申渡ゟ
如此失儀ゟ拙仁ゟ家業ゟ怠ゟ出情ゟ義ゟ事
一狂言役者居宅堺町遊廓家町本撞町ゟ内薬町ゟ拵
別達方ゟ住居役男女事
一女形野郎ゟ下ゟ儀ハ在ゟ町ゟ外代ゟ一切在宅ゟ拵

之容に一切出奢申間敷旨被仰渡候事

一諸芸師之儀、男女中合相果候儀、仕間敷事

但芝居後援歌舞伎座を外心付置候者、火

元失切御寄事の事

一芝居歌舞伎座其外諸変化物一切、役者衆

乗物書付、振舞等、無之様致候事

寛政九巳年十月

太夫元

但芝居出役者衆、病気之節、代役

相勤候様、可致事

一芝居歌舞伎座其外諸変化物一切、役者衆

乗物書付、振舞等、無之様致候事

寛政九巳年十月

太夫元

此節、役者行跡、振方、又宮芝居田舎役者衆、加入

時々、変物、出し、右者、取締、

[illegible]

申渡けれども略

義衣裳定之覚通

一玉帽　一大口　一ゆるし
一てうけん　一綱丸　一三尺手掛
一さしぬき　一四てん　一化粧物
一十二ひとへ　一てうり　一ちりめん
一郷の袴　一玉極帯　一おひなる
一特ぎぬ　一てうり　一ふたへ
一十徳　一合羽　一ぬりち
一法眼袖　一雪傘　一ちりめん

一素袍　一きもくてん　一ねりつけ
一麻上下　一泥入　一てうきん
一陣羽織　一ちり入　一仕立掛
一仕丁　一四ふ草履袖　一軍兵
一陪中　一衣かつぎ　一きもくん
一さしぬき

右之外法度之衣裳一切無事

大文字

右之通書付被仰渡義ニ候
但　紅之もの　紫之もの　代和之義ニ紫掛之

とゝどゝれ出家なる準る者と　又中村座ゝゝ会釈ゝ家ゝゝ名代中村座ゝゝ宝

又如形より若ゝ流行勢を役より女形ゝゝゝゝ時い

加役ゝゝ立役ゝゝゝゝゝゝ芝居ゝゝゝゝゝゝ

小道具ゝ事に限りかゝるんぐ略ゝ

用ゝゝ名目の事

一面車　小ゝゝゝゝゝ面の方ゝゝ甚形と略ゝ

一風北者　大ぶゝゝゝゝ

一天王立　後立鼓　大小

一波の音　は

一楽　三ツ笛　太鼓

一辻ゝゝ　ゝゝゝゝゝゝ

一ツ鶴　天ゝゝゝゝ　ゝゝゝゝ

一能仮　二ツ　ゝゝ太鼓

一音楽　笛ゝゝゝゝ　太コ

一紀州節　三ツ味せん　ゝゝ太コ

一のゝゝゝ　鼓大小　スユイアイ　物忘のゝゝ

一つゝけ　ゝ笛

一人ゝゝゝ　三味せん　大小

一神楽　笛太鼓大小

一大拍子　大ゝゝゝ　太ゝゝゝ

一岩戸　ゝゝ太鼓

一時の太鼓

一捨ぐゝ　ぐゝ

一対面三重

一ゝれい三ゝ

一加ケ入　鼓大小笛

一太鼓謡

一三保ゝぐゝ　笛大ぶゝ

一宮ゝぐゝ　太コ笛　テレツクゝ

一早神楽　ゝゝ大ぶゝ

一面ゝゝぐゝ　ゝゝゝゝ　大ゝゝゝ太鼓

一きゝよせ　大ゝゝゝ貝　ぐゝ

一禅のゝゝゝ　太コ水奥

一行列三ゝ

一ゝつび三ゝ

一そば三度 引きみそ
一そばめ 胡麻入用
一てんぷら
一常はしあぶり 竹ようじ有
一おのこ きうり入
一ゆうり 後大豆
一大どうく
一そばふく 後たこ
一虫の唄
一ぜうさ

一ふぐのあぶり 又ふぐのあぶり
一そげあぶり うなぎ
一ちろ 又きんぎ
一ぜんば 又茶ふく入
一草ぞうのあぶり
一硝羅の大鼓
一そどろく
一ふしよ 竹ようじ
一引込の唄
一田舎くく

一源川さうだ
一鐵ぞうぐ
一ぬりて ちうぶよへ
一行ちやぎり
一お込 足より三ぜんち初り
一和尚 たぶ
一ひぐ 大ぶた
一大小清板
一揚弓のおと
一曲ぐら

一ちちり 大こ入
一ちかき
一みぐれ 大こ入
一ちやぎり
一よせ
一らんぎよ 孔
一ちうぶ
一草笹のあぶり
一雷のおと

一葛西念佛
一馬屋太鼓　西伝神田ざつ
一さゝらで　念佛ゝ太コ
一庚楽
一独吟
一舞ばゝ
右あわ雨　混雑よりと此時のゝよりと拍子の
あるを略ス
道具建具も限なれハ略ス
一蛙のこゑ　あぐいとゝ合ス
一鶯　ほうゝぶくと　雀　むしの音　鶏
ほゝ子ゝ鳴あり
猫　犬のこゑハ　ゝうすの口ゝ口ゝとゝ
一拍子　脇火　猫大ゝ出ゝゝゝゝる
一ゝんせう火　ゝゝゝ　大づ　又ハ出来の出ゝ出ゝゝ
ゝほゝゝのおゝハぶひのゝゝ　板の口をつよく
おゝゝ又竹でゝほゝゝゝ　ゝするゝゝ雷のゝハ
外ゝゝ日ゝゝゝ大ぐゝゝを歩合也又六天拍子
縄ゝゝゆゝゆゝ板の上ゝゝゝゝ　掘ゝまつこ
日ゝゝの日ぐゝゝゝひゝゝ　ゝ隆ゝゝゝゝ
一日ゝゝ　ゝゝ
一ゝ拍子
一白ゝゝ　又ゝゝゝ大小
一ゝ念佛　ゝゝの板
一琴の六段
一ゝゝまひ
一ゝゝゝの立　足者ゝのゝゝ
ゝゝゝ拍子の

何ものゝ為に死時の為にかれいあくを以用ひべ

くぼら北名目

一百日　毎の度ちりひいもこてもする
ちりちりけしひをせるを
一ぼつとせい　五外方ちとうみる
一八まん　むりとと張めりぐり
ちりちりけめり
一むーく　ちりくもの手ちと
一鉄ぐ　家法歩行ちと
一鬆ぐ
一巻て
一車の百日　乗ち
一髪ぐ　髪髪ぐ
一髪ぐ　髪髪ぐ
一長ぐ　髪休
一糸ぎれ
一ちりむん
一三形
一さちのちやせん
一ちりちやせん
一ちりぼり
一ちりぼり　年の根ちりちる
あもなり
一いが栗

一猪紙　ちまま
一ぐれ　ぐれんちれ
一合ちむん
一羽ひき
一年冬猫
一油ちやせん
一ぼさちり
一ちりぼり
一ぼちぐちぐ　ぼきち白ち有
赤ちひち老代
一おやぼ　毎田　毎田ぐー　奴毎田
ちち庫　ちぐちぐみー
一ぼ　ぼ　ぼ　

一若元
一ぢぐ紀　中ゴ筋ヲ強の女つ西山ゴ
一白髪　黒ゴ白ヲ又ニ毒一区ヨ白ヲ
一加づ〳〵れ　一地と云ふ
此暫愛の割　此外ゆび〳〵し〳〵
住ゴけ　一ぢぐ〳〵の畠と次の顔の間ぐ〳〵
後筋ヨ画紙ゴけく〳〵　一ぢぐ〳〵の畠
一角づ〳〵
一役ゴ〳〵　一種〳〵　一重文
一ぢぐ〳〵　一地ヲ
一かめ　一方の初筋ヲ
一角づ〳〵

良の〳〵名目

一筋づ西
一ぢぐ西　良の下れ〳〵を青〳〵ヲ
一青づ西
一精づ西　紅の字

一筋角
一一ッぽん
一不動
一ゆ〳〵き
一狸
一むき〳〵み
一毛深
一統神
一化身ゴの
此外ゆび〳〵し〳〵　後筋ヨ畠と書ふ〳〵
太刀歩
一天地　一文七
一迫ゴ天地
一柳　一切身
此外ゆび〳〵し〳〵　後筋ヨ畠紙俵〳〵

ものくの事

一千ぢる　一大まり
一後ぎご　一横ぎご
一入籠ご　一ひとこご
一二つとり　一きげ
一板ごち　一猫
一鯖　一わとり
一鮒　一ちとせ
一中　一ちひむき
一和　一仕わき

一むかぎご
一ぎご
一えびとり
一逆立
一手這
一加藤
一死人ごり
一水車

せんぼう

一おんまう　トハ　けとうのこと
一とうり　トハ　質とおこと
一さるわて　トハ　さしのこと
一ぶん名郎　トハ　子細と入てれせんと
一らき　トハ　ものとの例とこと
一えびてん　トハ　ぜひおもきこと
一てんてれて　トハ　たとへん之ようのこと
一わく角　トハ　物を買て後と
　　てこと

茶屋のことば

一ぶ稼ぐ　トハ　馬屋
一ちゃん玉　トハ　多くすること
一でんぐり　トハ　むり酒をいこと
一とこ抜　　子細とたちへまこと
一ぶ名板　トハ　物とこちてみちこと
一ちり　トハ　ちぐるまと又ひやこと
一ぶぐ死　トハ　でんのこと

一南ガ　上ハ　ろの津　塩物又ハ酒
一久松　上ハ　物を小買する
一行徳　上ハ　ちりのり
一ろの字　上ハ　金を出
一あろ角　上ハ　張二十分
一小めけ　七拾五文
一小角　百拾七文
一めくり　上ハ　砂糖のり
一砂利　上ハ　米のり
一里枝竹　上ハ　金を出
一大めけ　六拾四文
一大角　百拾五文

此外ろ角〳〵あり略〳〵

一表大柔屋　堺町十九軒　吹屋町十軒　本塗町七軒
一柔屋新道　なら岩代町　柔屋十六軒

一小柔屋　堺町十五軒　吹屋町十七軒　但堺丁ろいは中柔の分撰出なり
一水柔屋　堺丁十八軒　吹屋丁十七軒　ろるなりに後年丁ろに撰出ろる

古間撰出ろる事ふ歟

縞ろ年中紅ろの模様ろ〳〵右外地〳〵作法
有及曽我家の中相模の紅ろ助ろ
おもけの紅ろの付ろ所ろ表方ろ此外
相ろ〳〵ろる又魚ろ〳〵上役俄成有ろ役者
の通ろ役者の名張遠ろ吾妻名服女郎の帽子
うけ手紅ろの定ろ外役者絵今の割合三拾ろ
武拾丈遠ひ有ろ事あ〳〵記ろ陽ろ紅ろ
後〳〵後分ろ業ろ欲ろ小袖ハ〳〵

御見物と好士其[illegible]代ゆゑ[illegible]

戲場 三座例遺誌 後編 全一冊 近刻

時〻狂言作者例の遺あり年々役者の得意どり事かづら[illegible]仕ちなどの多くハ彩色ハ画筆ハ[illegible]出ス

三座例遺誌前編終

維時享和三癸亥春陽日

江戸日本橋通四丁目 上総屋忠助

同鞠町五丁目 伊勢屋忠蔵

同本銀町四丁目 尾張屋忠補

板元